

# 『水・かぎトラブルの応急処置サービス』の概要

## I 全般に関する事項

### 1 サービスの利用について

- (1)本サービスは、生活協同組合全国都市職員災害共済会火災共済にご加入いただいている契約者のみがご利用いただける『付帯サービス』です。
- (2)以下の事項は、本会が提供する本サービスに関する事項を定めたものです。

### 2 サービスの提供内容

本サービスは以下のサービスから構成されます。

- ①水まわりのトラブル・駆けつけサービス
- ②かぎのトラブル・駆けつけサービス

### 3 サービスの対象(範囲)

本サービスは、本共済契約において、共済の対象となる建物、共済の対象となる動産を収容する建物のうち、被共済者(共済の対象の所有者)が専有・占有する居住部分を対象とします。

### 4 サービスの適用地域

- (1)本サービスは、日本国内でのみ適用されます。
- (2)一部の離島等の地域では本サービスの提供ができない場合があります。

### 5 サービスの対象期間

本サービスは、本共済契約の契約期間が対象期間となります。

### 6 サービスを提供できない場合

- (1)本サービスは、以下の事項に該当する場合には、提供することができません。
  - ①故意または重大な過失によって生じたトラブル
  - ②地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする場合
  - ③戦争または暴動を原因とする場合
  - ④風災、水災及び雪災などの自然災害を原因とする場合
- (2)契約者ご自身で業者を手配された場合は、本サービスの対象外となります。
- (3)本共済の共済金のお支払い対象となる事故による修理は、本サービスの対象外となります。

### 7 サービスをご利用いただく際のご注意事項

- (1)本サービスの運営は、株式会社プライムアシスタンスに委託しています。
- (2)本サービスは、委託会社と提携する専門業者(以下「提携業者」といいます。)を契約者にご紹介し、利用料金の一部または全部を本会が負担するものです。
- (3)本サービスを提供する際、契約者の氏名、支部番号、加入番号等を確認し、本サービスの提供に必要な契約内容や契約者の情報を提携業者へ連絡します。
- (4)交通事情、気象状況等により、サービスの着手に時間がかかる場合またはサービスの

提供ができない場合があります。

- (5)各サービス提供範囲外の費用は契約者のご負担となります。また、サービスのご利用後に、サービスの対象でないことが判明した場合、費用は全て契約者のご負担となります。
- (6)サービスを利用する際は、必ず「水・かぎトラブルの応急処置サービス」受付専用デスクまでご連絡ください。(事前に連絡がなく業者を手配された場合は、本サービスの対象外となります。)
- (7)サービスの利用者が賃借人の場合は、管理会社や所有者の承認を得てからの作業となります。
- (8)サービス内容が予告なく変更される場合などがございますので、あらかじめご了承願います。

## II サービスの提供範囲

### 1 『水まわりのトラブル・駆けつけサービス』の提供範囲

- (1)トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置を実施します。(部品交換等を伴う本格的な修理にかかる費用については、サービスの対象外となり契約者のご負担となります。)
- (2)応急処置に必要な費用には、出張費・作業代を含み、パッキン等の部品代を除きます。
- (3)部品交換に関する部品代・作業代等の費用は契約者のご負担となります。
- (4)便器等の脱着作業に関する費用は契約者のご負担となります。
- (5)マンションやアパート等の集合住宅における共用部分および公共機関等の管轄部分に生じた詰まり、水漏れは対象外です。
- (6)給排水管の凍結を原因とする場合は、サービスの対象外です。
- (7)屋外の水道など同一敷地内の居住部分以外で生じた詰まり、水漏れは本サービスの対象外です。

### 2 『かぎのトラブル・駆けつけサービス』の提供範囲

- (1)かぎを紛失した場合等に提携会社の手配を行い、応急処置として出入口(玄関等)の開錠・破錠作業を行います。
- (2)開錠・破錠の後にいった、かぎの新規取付や部品交換に関する部品代・作業代等の費用は契約者のご負担となります。
- (3)サービスの対象は一般の住宅用の出入口のかぎに限ります。併用住宅の店舗専用部分の出入口の開錠・破錠、建物内のドアの開錠・破錠、物置・倉庫などの開錠・破錠は対象外です。また、マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等は開錠・破錠の対象外となります。
- (4)かぎおよびドアの種類によっては開錠・破錠作業ができない場合があります。
- (5)ホームセキュリティなどにご加入されている場合などは、ご加入の警備会社へ作業を依頼させていただく場合があります。
- (6)契約者ご自身の身分証明ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。

※「水・かぎトラブルの応急処置サービス」は、本会の火災共済契約に自動付帯されるサービスの名称です。